

# 新潟市制度融資のご案内

【パンフレット】

## 制度融資のしくみ

新潟市では、中小企業の皆さまの資金調達の円滑化を図るために各種制度融資を用意しており、新潟市と金融機関及び新潟県信用保証協会が相互協力し実施しています。(一部制度で、信用保証料補助、利子補給あり) 市では納税状況や所在地・業種などの条件の審査を、金融機関では融資実行可否の審査を行います。

**融資実行は金融機関が行いますので、ご利用・ご相談については金融機関へお問い合わせください。**

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方への融資

### 経営支援特別融資～売上減少期間要件緩和「最近1か月間」に短縮～

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている方については、融資要件である売上高等の減少実績期間を短縮し、すみやかに融資を受けられるようにしています。(令和2年12月末までの予定)

「最近3か月間の減少」(前年比3%以上の減少など)



「最近1か月間の減少」かつその後2か月間を含む3か月間の減少見込(前年比3%以上の減少など)

※ 売上減少実績が1か月に満たない場合でも柔軟に対応していますので、お気軽なく金融機関へご相談ください。

制度名	融資限度額	利率	期間	保証料補助割合
経営支援特別融資	3,000万円以内	5年以内 年1.50% 5年超 年1.70% ※信用保証付の場合	10年以内 (うち据置期間 2年以内)	300万円以内 100% 300万円超 1,000万円以内 50%

※この他に、すでに市制度融資を受けている方が日々の返済負担を軽減するための「中小企業資金繰り円滑化借換融資」などもあります。詳細は中面の一覧表をご覧ください。

## ◆ 制度融資をご利用いただける方

下記中小企業者等を対象としています。制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者をご確認ください。

### 融資対象となる中小企業者の範囲

業種	下記のいずれかに該当する法人または個人	
	従業員	資本金
工業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

### 融資対象となる小規模企業者の範囲

業種	従業員
工業等・宿泊業・娯楽業	20人以下
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)	5人以下
事業協同小組合	一
協業組合・企業組合	20人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

無担保無保証人融資及び小規模企業振興資金の対象要件です。

## ◆ 主な非対象業種 ◆ 上記条件を満たしている場合でも以下の業種の方は制度融資をご利用できません。

- 農業、林業、漁業、風俗営業飲食業、金融業、娯楽業、取立業、土地売買業(投機目的)、宗教、その他の政治・経済・文化団体など
- ※ 農業、林業等で一部対象となる場合がありますので、商業振興課へお問い合わせください。

## 新潟市経済部 商業振興課

(5月6日まで) 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1 市役所分館3階

(5月7日から) 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電話 : 025-226-1629 FAX: 025-228-1611

E-mail : shogyo@city.niigata.lg.jp URL : <http://www.city.niigata.jp/>

# 市制度融資一覧表(2020年4月1日現在)

制 度 名	融 資 対 象	融 資 条 件					保 証 料 补 助 割 合 ※下記の融資額を超える場合には、 保証料補助はありません	利 子 捕 給	受 付 窓 口	取 金 融 機 関
		資金使途	限 度 額	利 率(全て固定金利)	期 間	担 保 保 証 人 等				
一般的な資金	(1) 地方産業育成資金	融資対象者（次の要件を満たす中小企業者をいう。以下同じ。） ①市内に主たる事業所等を有する。 ②原則として1年以上継続して同一事業を営む。 ③信用保証対象業種を営む。 ④市税を完納している。	運転・設備	1,000万円以内	信 保 付 年 1.70% (責任共有制度対象) 信 保 付 年 1.90% (責任共有制度対象) そ の 他 年 2.20%	運転資金5年内 設備資金7年内 (うち据置6か月以内)	※ 1 各金融機関の 定めるところ による。	300万円以内 50%	—	※ 2 及び ※ 3 参考 [裏表紙参照]
	(2) 一般資 一融 資 障がい者 雇用 推進枠	融資対象者は上記①～④と同じ  ※通常枠の条件に加え、次の要件のいずれかを満たす者。 ・従業員45人未満の中小企業者：障がい者を1人以上雇用していること。 ・従業員45人以上の中小企業者：障がい者法定雇用率2.2%以上を満たしていること。	運転・設備	3,000万円以内	【5年内】 信保付 その他 年 1.60% 年 2.10% 【5年超】 信保付 その他 年 1.80% 年 2.30%	1,000万円以内 7年内 1,000万円超 10年内 (うち据置6か月以内)		300万円以内 50%	—	
小規模企業者向け資金	(3) 無担保無保証人融資	融資対象者（上記①～④）でかつ、次の要件を満たす者。 ア. 従業員数20人（商業及びサービス業は5人）以下の法人又は個人等。 ※小規模企業者に限る。（表紙面参照） イ. 市民税の所得割（法人の場合法人税割）について過去2か年分の課税があり、かつ完納している者。 ウ. 信用保証協会の特別小口保証以外の保証制度を利用していない者。	運転・設備	1,000万円以内	【5年内】 年 1.55% 【5年超】 年 1.75%	運転資金7年内 設備資金10年内 (うち据置6か月以内)	・信用保証付 (特別小口保証) ・担保、保証人は不要。	300万円以内 100% 300万円超～3,000万円 50%	—	第四銀行 北越銀行 大光銀行 秋田銀行 きらやか銀行
	(4) 小規模企 業振興 資金	融資対象者（上記①～④）でかつ、従業員数20人（商業及びサービス業は5人）以下の法人又は個人等。 ※小規模企業者に限る（表紙面参照）  ※通常枠の条件に加え、次の要件を満たす者 ・障がい者を1人以上雇用していること。	運転・設備	2,000万円以内 ただし、既存の新潟県信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内に限る。	【5年内】 年 1.55% 【5年超】 年 1.75%	運転資金7年内 設備資金10年内 (うち据置1年内)	・信用保証付 (小口零細企業保証) ・原則、無担保 ・法人の代表者以外は保証人不要。	300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50%	— 1,000万円以内 ⇒利子全額 1,000万円超 ⇒利子年1.0%分 ※障がい福祉課より補給	
	(5) 夏期・年末資金	融資対象者は上記①～④と同じ。（貸付実行期間…2020年度、夏期6/1～8/31・年末10/30～1/4）	運転	700万円以内	信保付 その他 年 1.50% 年 2.00%	6か月以内	—	—	—	金融機関へ直接申込
経営改善向け資金	(6) 経営支援特別融資	融資対象者（上記①～④）でかつ、次の要件のいずれかを満たす者。 ア. 最近3か月間における生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少しているか、又は前年同期と比較して3%以上減少している者。 イ. 最近3か月間における売上総利益、営業利益、経常利益のいずれかが、過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少している者。 ウ. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の生産額又は売上高が、前年同月と比較して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の生産額又は売上高が、前年同期と比較して3%以上減少することが見込まれる者（令和2年12月末まで対象） エ. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの同期と比較して10%以上減少することが見込まれる者（令和2年12月末まで対象）	運転	3,000万円以内 ※新型コロナウイルス感染症の影響による融資の場合は別枠で3,000万円以内	【5年内】 信保付 その他 年 1.50% 年 2.00% 【5年超】 信保付 その他 年 1.70% 年 2.20%	10年内 (うち据置2年内)	※ 1 に同じ。	300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50%	—	東邦銀行 北陸銀行 新潟信用金庫 三条信用金庫 新発田信用金庫 加茂信用金庫 新潟県信用組合 はばたき信用組合 興栄信用組合 巻信用組合 協栄信用組合 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 JAバンク新潟県信連 商工組合中央金庫
	(7) 中小企業資金繰り円滑化借換融資	新潟市の制度融資（信用保証協会の保証付）の借入残高があり、企業経営の改善が見込まれる者。ただし、融資実行後6か月を経過していない融資及び据置期間中の融資は対象外。（借換方法は、以下の3通り） ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）による借換え：中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～第8号のいずれかの認定書（セーフティネット保証に係る認定書）を有していること。 ②危機関連保証（セーフティネット保証）による借換え：中小企業信用保険法第2条第6項の認定書（セーフティネット保証に係る認定書）を有していること。 ③一般保証等による借換え：上記①及び②の利用要件に該当しない場合。	既往制度融資の借入金返済（事業計画に応じて新規運転資金の借入れ可）	3,000万円以内	年 1.65%	10年内 (うち据置1年内)	保証協会の 定めるところ による。	1,000万円以内 50%	—	
創業向け資金	(8) 中小企業開業資金	一般開業 2年以上の職歴を有し、信用保証対象業種を市内で開業する者。（開業後1年未満まで利用可） 創業関連保証 市内で1か月以内に事業を開始するか、2か月以内に会社を設立する個人。または、市内で開業後1年未満の者。 特定創業 支援枠 本市特定創業支援等事業（※）を受け、市から証明書を発行された者で、次のいずれかに該当するもの。 ア. 市内で6か月以内に創業もしくは6か月以内に会社設立による創業をする者 イ. 市内で開業後6か月未満の者 ※「創業支援等事業計画」に掲げる事業のうち、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識がすべて身につく事業のこと。 <u>申請により証明書を市産業政策課から発行された者で証明書の添付が必要。</u> 創業等関連保証 市内で1か月以内に事業を開始するか、2か月以内に会社を設立する個人。または、市内で開業後1年未満の者。なお、 <u>開業前、個人として利用する場合は借入額以上の自己資金を有すること。</u>	運転・設備	500万円以内 ①創業開業保証 (特定創業支援枠) 2,000万円以内 ②創業等関連保証 1,000万円以内 (①と②の併用可)	【5年内】 年 1.80% 【5年超】 年 2.00% 【特定創業支援枠】 【5年内】 年 1.75% 【5年超】 年 1.95% 【5年内】 年 1.80% 【5年超】 年 2.00%	運転資金7年内 (うち据置1年内) 設備資金10年内 (うち据置2年内)	※ 1 に同じ。 保証協会の 定めるところ による。	【一般開業】 300万円以内 100% 300万円超～500万円 50% 【創業関連保証】 300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50% 【特定創業支援枠】 300万円以内 100% 300万円超～2,000万円 50% 【創業等関連保証】 300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50%	— — 【特定創業支援枠】 融資実行後3年間 ⇒利子全額	※ 2 参考 [裏表紙参照]
		製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、情報サービス業、機械設計業を営む者又は学術研究機関で、次のいずれかに該当する者。 1. 市内に500m²以上の事業用地を取得する者。 2. 市内に150m²以上の生産施設等を有する建物を建設する者。 3. 中小企業でない製造業者については、さらに新設等に伴い雇用者数が20人以上増加すること。	設備 (土地・建物等)	必要とする額の75%以内 で1千万円以上2億円以内	信保付 その他 年 1.65% 年 2.15%	5,000万円以内 7年内 5,000万円超 12年内 (うち据置2年内)	※ 1 に同じ。	—	—	
	(10) 設備近代化資金	市内で製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業を営む中小企業者であって、近代化・合理化に必要な機械設備の導入によって、積極的に経営の近代化を図る者。	設備 (機械設備)	必要とする額内で 100万円以上8,000万円以内 ただし、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付決定を受けた者に限り定める額	※従業員5人以下の会社 又は個人については、それ ぞれ0.05%引き下げた 利率	300万円以内 50%	—			
	(11) 中小企業振興資金	法定組合に限る。	運転・設備 転貸	組合員数 20人以上 10～20人未満 10人未満	1億5千万円以内 1億円以内 8千万円以内	1年以内 年 1.475% 1～3年内 年 1.775% 3年超 年 1.975%	金融機関の定める ところによる。	300万円以内 50%	—	商工組合 中央金庫

■一部融資を除き、融資対象として中小規模の「NPO法人（特定非営利活動法人）」も利用できます。【利用できない融資・・・(4) 小規模企業振興資金、(8) 中小企業開業資金】

## ◆ お申込みに必要な書類 ◆

- 借入申込書（制度により申込書が異なります）
- 市税の納税証明書（新潟市制度用）
  - ※ 証明書は市税事務所市民税課、各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）及び各出張所で発行。
  - ※ 申込時に市税に未納がないことの証明です。申込時において納期の到来している市税について未納がないことが確認できる納税証明書をご提出ください。
  - ※ 税納付後、おおむね 30 日以内に納税証明書を取得する際は、領収証書（口座振替の場合は、引落しが記帳された通帳）をご持参ください。
- 見積書の写し（設備資金として利用の場合）
- 委任状（金融機関等が代理で手続きをする場合）
- 添付書類（同日申請時の重複する添付書類は兼用可能。申請日が異なる場合はそれぞれ原本が必要。）
- 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ※ その他制度によって、個別に必要な書類があります。

## ◆ ご利用にあたっての注意点 ◆

- 融資実行においては金融機関の審査がありますので、まずは金融機関へご相談ください。
- 運転資金と設備資金を合わせて申込みする場合は、運転資金の期間内での取り扱いとなります。
- 設備資金については、市内に設置する設備に限ります。
- 無担保無保証人融資は、原則として他の制度融資との併用はできません。
- 夏期・年末資金は、全額償還後でなければ次の融資は受けられません。
- 追加融資は、その制度の貸付限度額と元金残高との差額の範囲内の利用になります。
- 保証料補助及び利子補給の対象を目的とした融資の分割はできません。
- 各制度の詳細については、金融機関または下記「受付窓口」へお問い合わせください。

## ◆ 受付窓口 ◆

### 【各区役所担当課】※ 2

- 北区役所 産業振興課 025-387-1356
- 東区役所 地域課（産業文化振興室） 025-250-2170
- 中央区役所 地域課（産業振興室） 025-223-7054
- 江南区役所 産業振興課 025-382-4809
- 秋葉区役所 産業振興課 0250-25-5689
- 南区役所 産業振興課 025-372-6507
- 西区役所 農政商工課 025-264-7630
- 西蒲区役所 産業観光課 0256-72-8454

- 豊栄商工会 025-387-2264
- 酒屋町商工会 025-280-2240
- 横越商工会 025-385-2773
- 小須戸商工会 0250-38-2560
- 白根商工会 025-373-4181
- 味方商工会 025-372-3535
- 月潟商工会 025-375-2405
- 新潟西商工会 025-262-2316
- 赤塚商工会 025-239-2315
- 黒埼商工会 025-377-3155
- 岩室商工会 0256-82-3209
- 卷商工会 0256-72-2026
- 西川商工会 0256-88-3646
- 鴻東商工会 0256-86-2129
- 中之口商工会 025-375-4181

### 【各商工会議所・商工会】※ 3

- 新潟商工会議所 中小企業振興部 025-290-4411
- 新潟商工会議所 北新潟支所 025-258-3841
- 新津商工会議所 0250-22-0121
- 亀田商工会議所 025-382-5111

- 巻商工会 0256-72-2026
- 西川商工会 0256-88-3646
- 鴻東商工会 0256-86-2129
- 中之口商工会 025-375-4181

## ◆ 創業・経営相談はこちらへ ◆

新潟 IPC 財団 ビジネス支援センター 中央区西堀通 6-866 NEXT21 12F 電話 : 025-226-0550	▼創業を希望される方や、経営課題をお持ちの方の相談窓口です。 ▼原則、月～金曜日に開設していますので、お電話でご予約をお願いいたします。 詳しくはウェブサイトで。 <input type="button" value="検索"/> → 「新潟 IPC 財団」
新潟県信用保証協会 企業支援課 中央区白山浦 1 丁目 636-30 電話 : 025-265-6716 ※2020年5月以降 中央区古町通 7 番町 1010 電話 : 025-210-5143	▼公的保証機関として円滑な事業資金の調達をサポートしています。 ▼創業計画の策定支援、資金繰り、設備投資等のご相談や金融取引のアドバイス、簡易財務診断サービス、低利な公的制度融資のご照会等にも応じています。

## ◆ セーフティネット保証認定の手続き ◆

- 新潟市内に本店（個人事業主は主たる開業地）所在地のある方で、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号及び第 6 項に規定する「特定中小企業者」であることの認定（セーフティネット保証認定）を受ける場合は、認定申請書に記載された数値を確認することのできる書類（試算表、損益計算書、決算書など）等をお持ちのうえ、各区役所担当課へ申請してください。認定申請書は各区役所担当課又は市のウェブサイトより取得できます。
- ※ 第 5 号（全国的に業況の悪化している業種）の指定業種は、定期的に見直しされますので、ご注意ください。  
なお、総務省のウェブサイトで指定業種（日本標準産業分類）の確認ができます。